



令和5年10月27日

西荻ご神木けやきを守る会代表者 様

杉並区都市整備部みどり施策担当課長

吉野 稔

日頃から、区政にご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

「西荻ご神木けやきを守る会」の皆様からいただきました9月4日付の樹木伐採に関するご要望書について所管から回答いたします。

みどりの条例第9条は、「現存する樹木を保全するように努めなければならない。やむを得ず伐採したときは、同数以上の樹木を植栽するように努めなければならない。」としております。そのため伐採することが、条例違反というものではありません。今回の樹木伐採に関する要望は、9月12日に事業者にお伝えしており、事業者側からは地元からの要望への対応を含め、多角的に検討中との回答を受けております。また、ご存知のとおり、10月18日樹木に関する調査が実施されております。

区でもみどりの保全や丁寧な対応を事業者に求めているところですので、何卒ご理解をいただきますようお願いいたします。

・担当 みどり公園課みどりの事業係  
巻島

電話03-3312-2111 内線3595

---

杉並区